

平成23年小樽市議会第4回定例会提出予定議案

(予 算 議 案)

議案1 平成23年度小樽市一般会計補正予算

議案2 平成23年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案3 平成23年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

議案4 平成23年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

議案5 平成23年度小樽市病院事業会計補正予算

議案6 平成23年度小樽市水道事業会計補正予算

(条例案その他の議案)

議案7 小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案

平成23年人事院勧告に準じ、独自削減前の行政職給料表を改定するとともに、俸給の引下げ率を勘案して独自削減後の行政職給料表を改定する(人事院勧告ベース△4.0%)もの
施行期日 平成24年1月1日

議案8 小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例案

障害者自立支援法の一部改正(平成22年12月10日公布、平成23年10月1日施行分)に伴い、所要の改正(引用条項の変更)を行うもの

《改正条例》

- ① 小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- ② 小樽市こども発達支援センター条例
- ③ 小樽市消防団員等公務災害補償条例

施行期日 公布の日

議案9 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案

最上B住宅(24戸)を用途廃止するもの

施行期日 公布の日

議案10 小樽市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案

入院患者に係る使用料及び手数料の納入方法を変更する(10日ごと→各月ごと)もの

施行期日 平成24年4月1日

議案11 小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案

量徳小学校を廃止するもの

施行期日 平成24年4月1日

議案12 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市いなきた児童館の指定管理者として、引き続き社会福祉法人小樽市社会福祉協議会を指定するもの

指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

※ 選考方法 公募 債務負担行為限度額 21,165千円(7,055千円/年度)

議案13 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市塩谷児童センターの指定管理者として、引き続き社会福祉法人小樽市社会福祉協議会を指定するもの

指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

※ 選考方法 公募 債務負担行為限度額 21,240千円(7,080千円/年度)

議案14 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市総合体育館の指定管理者として、引き続き株式会社アンビックスを指定するもの

指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

※ 選考方法 公募 債務負担行為限度額 170,856千円(56,952千円/年度)

議案15 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市さくら学園の指定管理者として、引き続き社会福祉法人後志報恩会を指定するもの

指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

※ 選考方法 任意 債務負担行為限度額 138,000千円(46,000千円/年度)

議案16 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

【資料】

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、小樽市過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するもの

報告1 専決処分報告

平成23年度小樽市一般会計において平成23年9月2日大雨による災害復旧費に係る予算を措置するため、同会計の補正予算について平成23年10月24日に専決処分したもの

報告2 専決処分報告

平成23年度小樽市住宅事業特別会計において平成23年9月2日大雨による災害復旧費に係る予算を措置するため、同会計の補正予算について平成23年10月24日に専決処分したものの

(追加予定議案)

・ 小樽市監査委員の選任について

成田 晃司 氏 平成23年10月22日逝去

・ 小樽市公平委員会委員の選任について

小笠原 眞結美 氏 平成23年12月31日任期満了

・ 人権擁護委員候補者の推薦について

北潟谷 仁 氏 平成24年3月31日任期満了

高橋 房子 氏 平成24年3月31日任期満了

※ 上記の任期満了に伴うもののほか、1名増員する。

※ 追加予定議案(監査委員の選任に係る議案を除く。)は、最終本会議の日に提案の予定です。

小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

1 過疎地域自立促進市町村計画（以下、過疎計画）の変更

過疎地域において、それぞれの市町村が策定した過疎計画に基づく事業実施に当たっては、過疎債をはじめとした自立促進のための財政上の特別措置を受けることができます（過疎地域自立促進特別措置法第10条～第13条）。

平成23年第4回定例会に一般会計補正予算案として提出する下記事業については、その財源として過疎債を充当予定であります。昨年度の過疎計画策定時点では事業実施予定がなく、事業計画に「事業名（施設名）」が未記載であることから、その追加に係る過疎計画の変更を行い、議決を経るものです（過疎計画自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項）。

- ・平成23年第4回定例会 一般会計補正予算案提出事業
 - (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費
 - 認定こども園整備事業費補助金 事業費206,710千円
 - (道補助金139,737千円、過疎債66,900千円、一般財源73千円)
 - (款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 救急急病対策費
 - 新夜間急病センター建設事業費 事業費38,573千円
 - (財源：過疎債38,500千円、一般財源73千円)

※参考 過疎計画変更に当たっては、「事業名（施設名）」の追加は市町村計画全体に及ぼす影響が大きいものとされ、その変更については必ず議決を経るものとされている（過疎計画の変更に係る事務処理要領（国））。

2 変更内容

過疎計画54頁、「(3) 計画」表に、下記項目を追加する。

事業名（施設名）：(4) 認定こども園
 事業内容：認定こども園整備事業 認定こども園整備事業費補助金
 事業主体：民間等

過疎計画57頁、「(3) 計画」表に、下記項目を追加する。

事業名（施設名）：(1) 診療施設 診療所
 事業内容：新夜間急病センター建設事業 新夜間急病センター建設事業費
 事業主体：市